

策定中の計画について

計画名	根拠法令	計画目的	計画期間	検討委員会等	パブコメ予定	決定予定	所管課
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法 ・児童福祉法 	<p>障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標等を定める障がい福祉計画(第5期)と、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援を円滑に実施することを目的に、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を定める障がい児福祉計画(第1期)を、両計画の整合性を図り、一体的に策定する。</p>	平成30年度～平成32年度	障がい福祉計画等策定委員会	平成29年12月	平成30年3月	福祉課 子育て支援課
特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律 ・特定健康診査等基本方針 ・保健事業実施指針 	<p>国の指針等に基づき、保険者が、疾病の早期発見・早期予防により被保険者の健康の保持・増進を図り、特定健康診査及び特定保健指導等の保健事業を、より適切かつ有効に実施することを目的に、特定健診等の実施方法や計画の公表・周知方法等に関する特定健康診査等実施計画(第3期)と、健康・医療情報を活用した効果的・効率的な保健事業の実施等に関するデータヘルス計画(第2期)を、厚生労働省が定める作成的手引きに基づき、一体的に策定する。</p>	平成30年度～平成35年度	国民健康保険運営協議会	平成29年12月	平成30年3月	国保年金課
高齢者総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法 ・老人福祉法 	<p>社会情勢の変化や今後の少子高齢社会への対策をより一層推進するため、本市のめざすべき姿、高齢者保健福祉施策の方向性を示し、その目標に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的に、介護保険事業に係る保険給付及び地域支援事業の実施に関する介護保険事業計画(第7期)と、高齢者を対象とした総合的な福祉施策の実施に関する高齢者保健福祉計画(第8期)を一体的に策定する。</p>	平成30年度～平成32年度	介護保険事業計画策定等委員会	平成29年12月	平成30年3月	介護保険課
子ども・子育て支援事業計画(中間見直し)	子ども・子育て支援法	<p>江別市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他業務の円滑な実施に関する計画であり、国が示す基本指針に即して、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には見直しを行うこととされていることから、中間年である今年度(平成29年度)見直し作業を実施する。</p>	平成27年度～平成31年度	子ども・子育て会議	平成29年12月	平成30年3月	子育て支援課

後見実施機関の設置について

1 概 要

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではない市民における成年後見制度の適切な利用を支援するため、老人福祉法及び知的障害者福祉法等に基づき、成年後見制度に関する相談受付及び利用支援等を行う後見実施機関を設置する。

また、後見実施機関は、高齢化の進展等に伴う成年後見制度の対象者の増加に対応するため、弁護士等の専門職だけではなく、市民が後見等の業務を担う市民後見人の養成・登録を行うとともに、登録した市民後見人の活動支援及び監督等を行う。

なお、運営については、業務の内容及び専門性を考慮し、権利擁護活動や地域福祉活動を総合的に担い、成年後見制度の利用支援を適切に実施することが可能な団体に委託する。

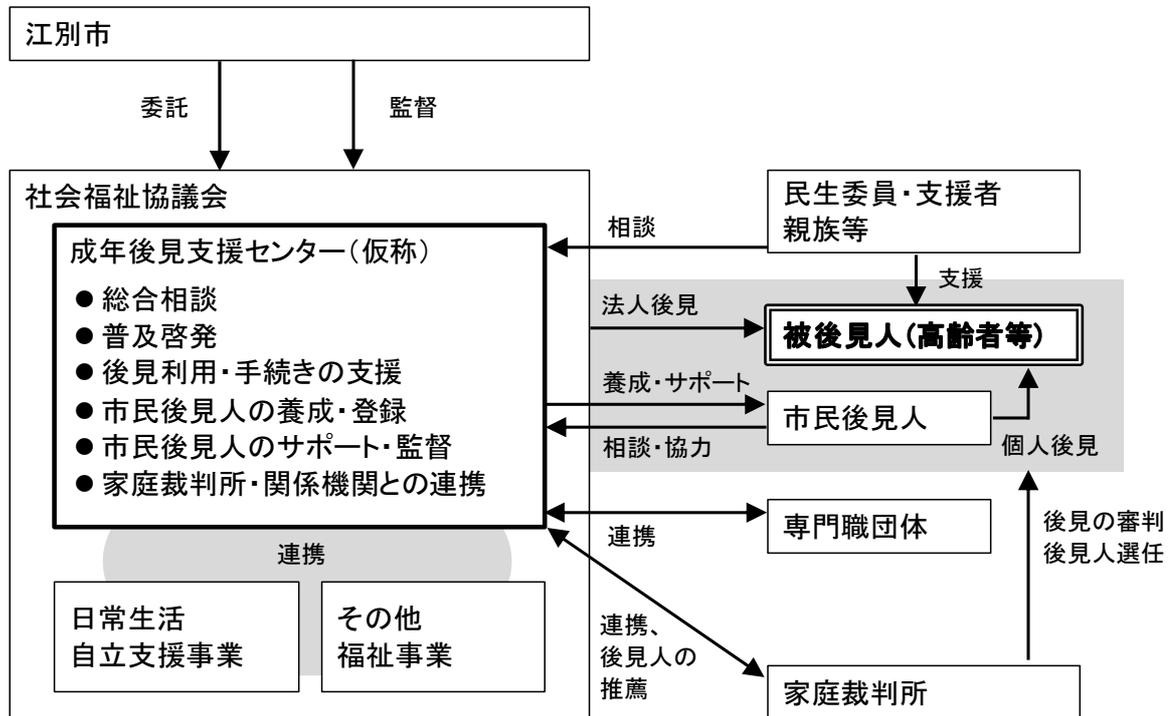
2 設置(案)

- (1) 名 称 江別市成年後見支援センター（仮称）
- (2) 設 置 日 平成29年11月1日
- (3) 運営委託 社会福祉法人江別市社会福祉協議会
- (4) 設置場所 江別市錦町14番地の87（江別市社会福祉協議会内）
- (5) 開設時間 午前8時45分から午後5時15分
（土日祝日・年末年始休み）

3 事業内容

- (1) 成年後見制度に関する相談対応及び利用支援
- (2) 成年後見制度の普及啓発
- (3) 成年後見制度の市長申立等の支援
- (4) 成年後見制度に関わる専門職、関係機関との連携及び調整
- (5) 市民後見人の育成支援及び登録管理
- (6) 家庭裁判所に対する適切な後見人候補者の推薦
- (7) 法人後見受任時の市民後見人の活用
- (8) 日常生活自立支援事業等との連携

【イメージ図】



4 その他

(1) 開設記念イベント

後見実施機関の周知及び成年後見制度の普及啓発のため、市民を対象にした記念講演会を開催する。

開催予定日：平成29年10月29日（日）

会 場：江別市民会館37号室

(2) 成年後見利用支援制度の見直し

後見報酬等の費用の負担が困難な者に対する助成制度について、これまで市長申立による者を対象としているが、市長申立に限らず、市内に居住する者は対象になるよう見直す。

江別市地域公益事業等に関する地域協議会の設置

○設置(要綱第1条関係)

社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して計画する地域公益事業の内容及び事業区域における需要等について、公正かつ中立的な意見聴取を行うため、地域協議会を設置する。

1 所掌事項(要綱第3条関係)

- (1) 法人からの要請に基づく協議事項
- ・地域の福祉課題
 - ・地域に求められる福祉サービスの内容
 - ・社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業
 - ・関係機関との連携
- (2) 必要に応じて協議する事項
- ・地域公益事業の実施状況の確認、助言
 - ・地域の関係者による取組・課題の共有
 - ・協議会が必要と認める事項

2 委員等(要綱4条関係)

- ・委員⇒社会福祉審議会委員
- ・会長、副会長及び職務代理人も同様

3 会議(要綱第5条関係)

- ・会長が召集
- ・会議成立は過半数以上の委員が必要
- ・会長が認めるときは、社会福祉法人の担当者等を出席させ、意見や資料提出等を求めることができる。

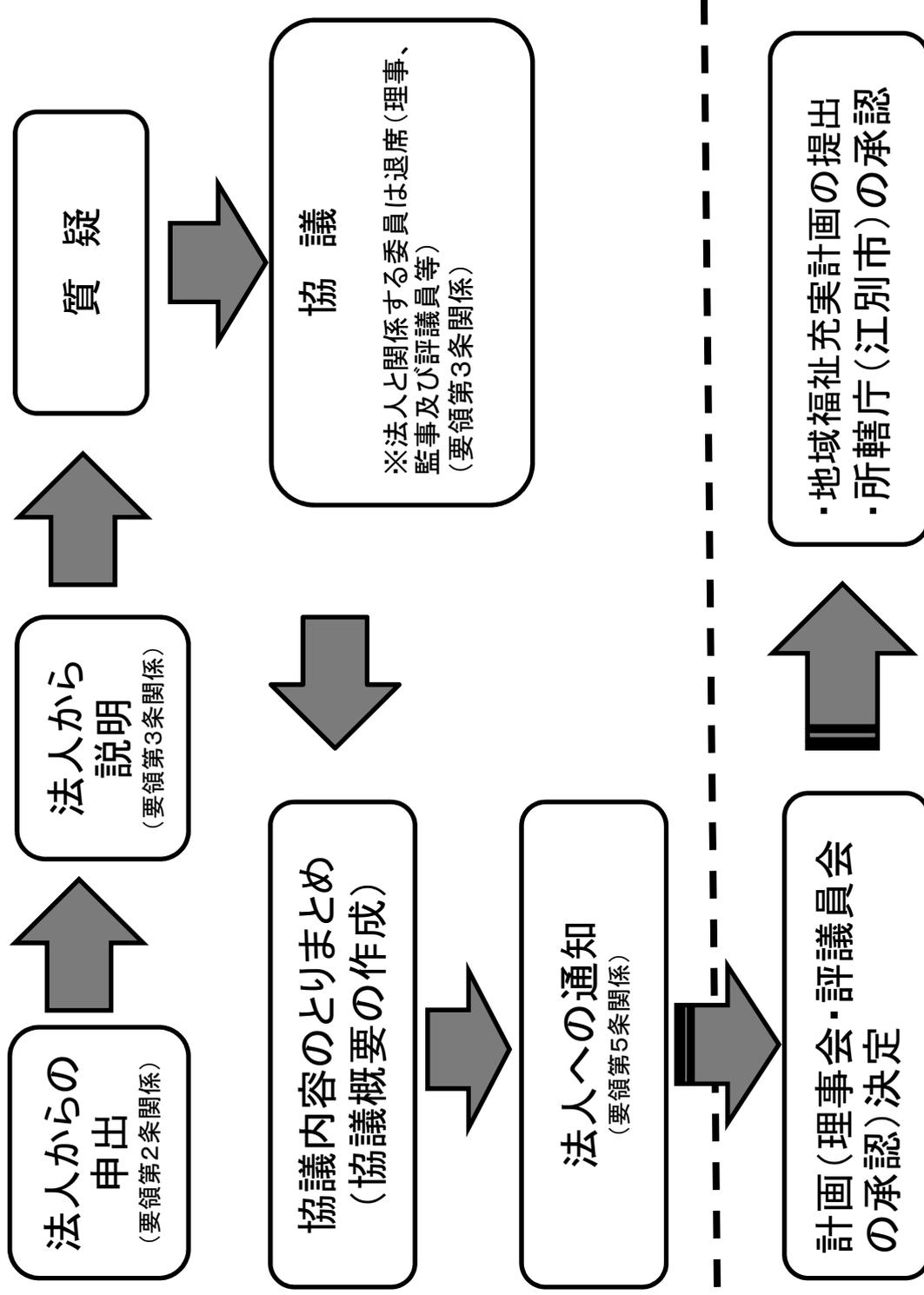
4 部会(第6条関係)

- ・部会は置くことができる。
- ・会長が部会員を指名
- ・部会に委任可。ただし、部会長は結果を会長に報告しなければならない。

○留意事項

討議内容は、社会福祉法人が自ら地域公益事業を行う上で、斟酌すべき参考意見であるが、他方、法人の経営の自主性は最大限尊重されるべきであること

地域協議会の運営



江別市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱を次のように定める。

平成29年9月25日

江別市長 三 好 昇

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して計画する地域公益事業の内容及び事業区域における需要等について、公正かつ中立な意見の聴取等を行うため、江別市地域公益事業等に関する地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会福祉法において使用する用語の例による。

(所掌事項)

第3条 協議会は、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の福祉課題に関すること。
- (2) 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること。
- (3) 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関すること。
- (4) 関係機関との連携に関すること。

2 協議会は、前項各号に掲げる事項のほか、必要に応じて次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公益事業の実施状況の確認及び助言に関すること。
- (2) 地域の関係者による取組及び課題の共有に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか協議会が必要と認める事項

(委員等)

第4条 協議会は、委員24人以内をもって組織し、委員は、江別市社会福祉審議会条例（昭和48年条例第48号。以下「条例」という。）第1条に規定する江別市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の委員をもって充てる。

2 協議会に会長、副会長及び職務代理者を置き、それぞれ審議会の会長、副会長及び職務代理者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 職務代理者は、会長、副会長ともに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人の担当者その他の委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業又は協議会が協議しようとする事項が第1項の規定により設置した部会の所管事項のみに係るものであるときは、当該部会に協議を委任することができる。この場合において、部会長は、協議の結果を会長に報告しなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、健康福祉部管理課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

江別市地域公益事業等に関する地域協議会設置要領を次のように定める。

平成29年9月25日

江別市健康福祉部長

(趣旨)

第1条 江別市地域公益事業等に関する地域協議会（以下「協議会」という。）の設置については、江別市地域公益事業等に関する地域協議会設置要綱（平成29年9月25日市長決裁）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(開催の申出)

第2条 社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行おうとする社会福祉法人は、協議会の会長に対して開催申出書を提出するものとする。

2 前項の申出書には、次に掲げる事項を明らかにする書類を添付するものとする。

- (1) 当該社会福祉法人の事業概要
- (2) 社会福祉充実残額の見込額
- (3) 当該地域公益事業の実施対象、期間、具体的な実施方法等の内容
- (4) 当該地域公益事業の実施にあたっての関係機関との連携
- (5) その他参考となる事項

3 会長は、第1項の申出書を受理したときは、当該社会福祉法人の行おうとする事業が明らかに地域公益事業に該当しない場合等、特段の事情がない限り、遅滞なく協議会の招集を行うものとする。

(法人担当者の出席)

第3条 社会福祉法人の地域公益事業に係る協議にあたっては、原則として当該社会福祉法人の担当者の説明を求めるものとする。ただし、担当者の協議会への出席が困難な場合、開催申出書の添付書類により十分な協議を行うことができる場合等にあつては、この限りでない。

(利害関係者)

第4条 委員は、自己が評議員又は役員である社会福祉法人に係る地域公益事業に関する協議に加わることができない。

(法人への通知)

第5条 会長は、協議会において地域公益事業に係る協議を行ったときは、当該地域公益事業に係る社会福祉法人に対して、協議の概要を通知するものとする。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月25日から施行する。

社会福祉充実財産の有効活用

社会福祉充実財産（再投下財産額）を明確化にして、社会福祉充実財産を保有する法人に対し、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け（法第55条の2）

